

被保険者の皆さまへ

東洋水産健康保険組合

禁煙外来補助金支給について

当健保組合では被保険者、また、ご家族の健康維持促進の為、禁煙は欠かせないものと考え、2020年4月1日より禁煙外来治療について補助金の支給を開始いたします。

長く愛好しているタバコを止めることは大変なことだとは思いますが、重大な疾病を患う前の禁煙により、将来の健康促進に禁煙に取り組んでみませんか。「禁煙したいけどきっかけが・・・」という方、ぜひご利用ください。

◆補助対象者（任意継続は除く）

禁煙外来に12週間通院（5回受診）し、禁煙を達成した方。

※通院の終了まで被保険者である方に限ります。

補助金申込み（禁煙宣言）ができるのは1回限りです。

禁煙を達成できず、その後ご自身で再度通院、禁煙を達成した場合でも補助金支給の対象とはなりませんのでご注意ください。

◆補助額

10,000円（上限）

◆補助申込期間

前期 2020年4月1日～2020年5月10日

後期 2020年9月1日～2020年10月10日

※「禁煙外来補助金申込書（禁煙宣言書）」を当組合にご提出ください。（上記期間必着）

その後の流れは次ページをご覧ください。

禁煙外来治療について

医師の指導、治療薬の処方により禁煙を行う外来治療で期間は約3ヶ月です。

治療費は保険適用により、医療費の3割（約13,000円～20,000円、治療期間・薬により差があります）が自己負担となり、成功率は70%以上との報告があります。

<参考>

すぐ禁煙.jp <https://sugu-kinen.jp/treatment/about/>

補助金申請手続きの流れ

禁煙外来への 12 週間の通院（5 回受診）を終了し禁煙を達成したら、下記書類 3 点を揃えて事業所経由で当組合に提出してください。

- ① 「禁煙外来補助金申請書」
- ② 禁煙外来にかかった全ての診療代・薬代の領収書（原本）・診療明細書（原本）
※レシート不可のため、医療機関や薬局で領収書をもらってください。
※「証明書貼付台紙」に糊付けしてください。
- ③ 「禁煙修了（修了）証」（写）

以上